

「健康企業宣言」 Q & A

Ⅱ-2. 「Step 1 実施結果レポート」について

項番	質問	回答
1	職場の健康づくりの担当者を決めたのですが、毎月、会議等を実施するのでしょうか	毎月実施することが望ましいですが、3カ月に一度の開催であってもかまいません。 期間を決め、継続して実施していきましょう。
2	従業員が健康づくりを話し合える場として、役員会議や課内会議での報告事項に付け加える程度でもかまわないか	毎月の会議で報告事項程度でもかまいません。従業員に対し健康への意識を高めてもらうことが大切です。
3	ミーティング等は毎月実施しないといけないのか	毎月実施することが望ましいですが、3カ月に一度の開催であってもかまいません。 期間を定め継続して実施していきましょう。
4	健康づくりの目標や計画とありますが、基準はないのでしょうか	基準は設定しておりません。事業所内で目標等を決めていただければ結構です。 例としては、「1日1万歩を歩きましょう!」、「食べた食事のカロリーを記載してみましょう」など
5	宣言以前より、健保組合と共同して各取組みを実施しており、達成基準の80点を達成しておりますが、宣言と同時に認定していただけるのか	宣言スタート後、概ね6カ月は継続して実施いただき、その結果をもって認定証を交付いたします。
6	職場の「運動」について通知文とありますが、どのような内容を記載すればいいのですか	通知文参考例 1. タイトル【○○○○】（毎日取組める内容 例:体操） 2. 実施期間 平成○年○月○日～平成○年○月○日 3. 目的【○○○】（従業員の健康） 4. 実施項目【○○○】（実際に行う項目 例:ラジオ体操の実施） 5. その他 以上の内容等をご記載ください。
7	従業員の受診率について、参加企業が記入した受診率について、当組合で受診率を確認した受診率と相違ない。東京連合会に提出する際に、添付する必要はあるのでしょうか。	健保組合が保有するデータにより把握できる項目につきましては、資料を添付する必要はありません。（①従業員の健診受診率・②健診結果の提供）